

## 屋根の雪下ろし等の助成事業（シーズン契約）について

町では、ひとり暮らし世帯及び高齢者世帯等で居住している屋根の雪下ろし及び落雪した雪を排雪する労力の確保が困難な世帯に、除排雪経費の一部を助成する事業を実施しています。令和3年度からは、家屋周辺の除排雪を事業所等とシーズン契約されている方についても、助成事業の対象としています。

○令和4年度の除排雪をシーズン契約する方の助成申請は、下記期限までに行ってください。

### ■助成対象者

- ・65歳以上のひとり暮らし世帯及び高齢者世帯等で、親族や近隣者から居住している家屋の屋根の雪下ろし等の援助を受けることができない世帯及び特に必要と認められる者（身体障害者等）を含む世帯
- ・自力で除排雪を行うことが困難な世帯であること

### ■助成対象作業

- ①家屋屋根の雪下ろし及び屋根からの落雪の除排雪      ②家屋周辺の除排雪

### ■助成額

除排雪費用の3分の2（限度額37,000円）

助成対象となるのは、1シーズンにつき1世帯①②各2回までの合計額

ただし、②シーズン契約は、1シーズンの合計額

### ■精算方法

シーズン終了後に事業者等が発行した領収書で実績を確認後、助成金を交付します

### ■助成金交付申請について（利用される方）

申請期限      **12月16日（金）まで**

○助成事業の対象となる除排雪事業者として登録を希望される事業者又は個人の方は、下記期限までに登録をお願いします。

### ■作業事業者等

建築・建設・工業部会所属の町内事業者及び事前に登録した個人

### ■事業者登録について（除排雪を請け負う事業者及び個人の方）

登録期限      **11月30日（水）まで**

### ■事業実施期間    令和4年12月1日（木）～令和5年3月31日（金）

※なお、事業内容につきましては、下記日程で事前説明会を開催いたしますので、除排雪を請け負う事業者等におかれましてはご参加願います。

**日 程**    10月31日（月）16時30分～17時30分

**場 所**    健康管理センター（保健指導室）

資料の準備の都合上、説明会に出席される方は事前にご連絡願います。

### ※注意

- ・期限以降はシーズン契約の申請及び登録は、原則受付いたしません。
- ・シーズン契約以外の屋根の雪下ろし等助成事業については、変更はありませんが、広報12月号で改めてお知らせいたします。
- ・高齢者事業団による生活道路の除雪サービス事業は、広報11月号で改めてお知らせいたします。

### ■助成金交付申請及び事業所登録について

平日    8時30分～17時15分    健康管理センターで随時受付いたします

■お問い合わせ    健康管理センター（保健福祉課介護福祉グループ）    ☎01392-2-2122